

決議文（再質問）

国立大学法人新潟大学

学長選考・監察会議 御中

この度、本学部をはじめとした4部局からの決議文・意見書について、11月26日にHPを通して回答された「学長候補者の選定について」の説明を拝見しました。まずは、我々の要請を受け止めてご回答いただいたことに感謝申し上げます。

しかしながら、率直に申し上げますと、回答された内容はこれまで公表されていたもの（「第106回学長選考・監察会議議事概要」、以下「議事概要」）と本質的な変化がないと受け止めざるを得ませんでした。意向投票で2倍以上も差があった事実を覆すには、よほどの重大な理由が必要です。その決定的な理由と決定に至る具体的なプロセスが見えてこないために、教授会においては、多くの教員から「納得できない」という声が出されました。当初の議事概要によれば、委員から「数だけが一人歩きしているのは良くない」という意見もあったとのことですが、本学教職員が希望を持って真剣に意向投票に臨んだ結果ですので、決定的に差が開いた「数の重み」を理解していただけていないことは残念でなりません。このままでは本当に公正な選考が行われたのかについて疑義が膨らむ一方であり、新体制の大学運営にも大きな悪影響をもたらすことが危惧されます。

なお、ここで再度お断りしておきますが、我々は次期学長候補に決定した染矢氏を批判するつもりは全くなく、意向投票の結果に示された教職員の意思から大きく乖離した決定が下された理由とその詳細な経緯を明らかにしていただきたいだけです。誤解のないようにお願いします。合わせて、委員の皆様が大学の将来を考えて真摯に選考に携わってくださっていることも信じてのお願いであることも申し添えます。

今回の選考に関わって明らかにしていただきたい点を下記具体的に記載しますので、改めてご回答を求めます。今回の選考が全教職員にとって納得のいく公正なものであったことを共有することが、将来の新潟大学にとって極めて重要と思われます。何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1 意向投票の結果（1位882票、2位420票）における462票の大差（2倍以上）を覆すに足る理由とその議論の経緯を読み取ることができない。5時間に及ぶ議論（面談を含む）におけるすべての発言を時系列に従って示していただきたい（ただし、発言者の氏名については秘匿して頂いて結構です）。また、全3回に渡って実施された投票の結果（白票を含む）を、すべて、開示していただきたい。

<趣旨説明>

・「議事概要」の「主な意見」には、「候補者3人とも、所信書や面談においてそれぞれ新潟大学の現状に対する認識と将来目指すべき方向性を的確に示しており、学長に求められる人物像に照らしても甲乙つけがたい」とある。このように、3人に対する評価が極めて拮抗している中では、意向投票における2倍以上もの大差は決定的な要因である。「議事概要」には、その結果を覆す理由が全く見当たらない。

・「議事概要」や今回の回答（「学長候補者の選定について」）において、委員の意見は「意向

投票を尊重すべき」と「実績を評価すべき」の二極に分かれていたと整理されている。しかしながら、このような整理の適切性が示されていない。それを示すためには、5時間に及ぶ議論（面談を含む）のすべての過程を示すこと、具体的には、議論（面談を含む）におけるすべての発言を時系列に従って示すこと、全3回に渡って実施された投票の結果（白票を含む）を開示することが必要である。

2 選考（特に投票）において第1号委員と第2号委員のバランスを図る措置を取らなかった理由についての考えをお示し頂きたい。

<趣旨説明>

学長選考・監察会議の投票において、「議事概要」によれば、出席者9名、内訳は、第1号委員（経営協議会から選出された委員）5名に対し、教育研究評議会から選出された第2号委員が4名（委員の小野寺氏が候補者のために外れた）であった。本来10名のはずの学長選考・監察会議において、今回最も重要な決定プロセスであった投票において、教育研究評議会側が少数となっていた。投票に際して第1号委員と第2号委員のバランスをとる措置を行うべきではなかったか。なぜなら、10名で投票を行っていれば、染矢氏は過半数を得られず当選できなかった可能性が出てくるからである。

「議事概要」の記述内容からは、投票結果について次のように推測される。すなわち、仮に、9名の委員が全員投票し、かつ、白票や無効票がなかったと仮定すると、染矢氏は2回目の投票においても、3回目の投票においても5票までしか得ていないと推測される。2回目の投票において6票以上を得ていれば有効投票の2/3以上の票を得て学長候補者として選定されていたことになるが、そのようにはならなかった。また、3回目の投票においては、5票を獲得して過半数の票を得たことになるからである。つまり、仮に10名で投票を行っていれば、染矢氏は過半数を得られず当選できなかった可能性が出てくる。

学長選考という重要な選考において公平性が担保できていない可能性があれば、これは極めて重大な問題となる。明確な説明をお願いしたい。

3 今後、学長選考に関する規則の見直しについて検討する必要があるのではないか。

<趣旨説明>

「国立大学法人新潟大学学長選考・監察会議規則（平成6年4月1日学長選考会議議長裁定）、改正令和7年6月3日」の第6条の3に「前項の規定にかかわらず、国立大学法人新潟大学学長選考基準（以下「基準」という。）5の定めに基づく学長選考候補者の確定については、学長選考・監察会議の委員が学長選考候補者の確定の対象となった場合は、当該委員はその選考に加わることができないものとし、当該委員を除外した出席委員の3分の2以上の多数をもって決する。」とある。

今回の学長選考において、「選考に加わることができず」、「除外」された委員は学内委員1名に止まった。しかしながら、今後、例えば上記の委員が2名となった場合、学長選考・監察会議の委員は、学内委員3名、学外委員5名となり、その構成に著しくバランスを欠く結果となる。このような状況は決して低くない可能性で想定されることから、上記の条文については、今後、見直しについて検討することが必要ではないかと考えられる。この点について、現時点における考えをお示し頂きたい。

以上